

平成27年10月1日から

## 「土砂等による土地の 埋立て等の規制に関する条例」 が改正されました

### ○ 条例改正の背景・目的

平成32年(2020年)の東京オリンピック開催に向けて関連工事の増加が確実な状況ですが、それらの工事で発生した残土等の美浦村への持ち込みが懸念されています。そこで、村では災害等の発生の未然防止と地域や村民の安全と良好な生活環境を確保することを目的として、対策に必要な要件を備えた条例を整備し、土地の埋立て等の行為について適切な規制を行えるよう条例を全面的に改正しました。

### ○ 主な改正の内容

#### ◇事業適用面積の廃止

改正前は埋立地の面積が500平方メートル以上の事業を規制の対象としていましたが、条例改正後はすべての埋立て等を対象とします。

#### ◇「改良土」の使用禁止

事業に用いることができる土砂等について茨城県条例と整合させ、汚泥にセメント等を混ぜて改質させた土壌「改良土」は使用禁止としました。

#### ◇暴力団(員)の事業参加の禁止

暴力団(員)である場合、事業主等になれないことを定めました。

#### ◇一時堆積も対象

土砂等の積み替えのための一時的な堆積も対象としました。

#### ◇罰則の強化

無許可による埋立て等には1年以下の懲役または50万以下の罰金だった罰則を、2年以下の懲役または100万以下の罰金としました。



## 粗大ごみを収集します

各家庭で出た粗大ゴミ(事業系ゴミ、産廃等は除く)を収集します。例年は役場駐車場で実施していましたが、本年度は役場庁舎が改修工事中のため、美浦水処理センターで実施します。

搬出できる粗大ごみの種類等、詳細については広報みほ本号と同時に配布されている回覧をご覧ください。役場生活環境課までお問い合わせください。

◇**収集日時** 11月29日(日)、12月6日(日) 両日も午前8時30分～正午、午後1時～3時

◇**収集場所** 美浦水処理センター(美浦村興津969)

\*会場へ入るときは、一部規制を行います。係員の指示に従ってください。

#### 《有料で自宅へ回収にまいります》

粗大ごみを運搬する手段が無くてお困りの場合は、有料で自宅まで収集に伺います。その際に解体作業が必要な場合は、別途料金がかかります。自宅収集は事前申し込みとなります。

▶**申込期間** 11月16日(月)～20日(金)

▶**料金内訳** 運搬費4,000円、解体費3,000円

▶**申込・問合せ** 美浦村シルバー人材センター ☎886-0007



今回の収集日以外でも、江戸崎地方衛生土木組合(稲敷市高田424 ☎029-892-2841)では年間を通して粗大ごみを持ち込むことが可能です。是非ご利用ください。(100kgまで無料)